

監 査 公 表

静岡市監査公表第 15 号

地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により、静岡市教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成 29 年 2 月 2 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	浅 場 武
同	岩 崎 良 浩

記

平成 27 年度包括外部監査

テーマ

学校教育に関する事務の執行について

第 1 静岡市立高等学校

1 教職員の兼職兼業について

(1) 教育委員会の承認について

【指摘事項】

P T A が主催する学習支援事業に従事し、P T A から報酬を受け取っている教員の中に、兼職（兼業）承認申請書の提出がなされておらず、教育委員会の承認を得ていない者が 3 名いた。教育委員会の承認が得られていない状態で、教職員が P T A から報酬を受けて、公務以外の業務を行うことは、法令等に違反するものである。法令等に準拠した手続が必要である。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

指摘を受けた職員についての兼職（兼業）承認申請書は、教育委員会に提出し、承認を得ました。

(2) 兼職兼業による報酬について

【指摘事項】

兼職（兼業）承認申請書を確認したところ、教育委員会へ届け出た申請書の報酬見込額は一律 80,000 円と記載されている。しかし、PTA から実際に受け取っている金額を見てみると、報酬見込額の申請者 50 名のうち、80,000 円を超えている者は 42 名となっており、大半の教員が申請額以上の報酬を受け取っていることが判明した。超過者 42 名の超過金額を合計すると、超過金額は 3,158,460 円に達している。しかし、教育委員会の承認を超える兼業を行った職員については、全員追加の承認手続が行われていなかった。

教育委員会が承認した見込額を超える報酬を受けとる場合には、その都度、職務への影響の検討を行い、追加の承認を受ける必要があると考える。また、申請書に報酬の見込額を記載するにあたっては、過去の実績や当年度の計画等から合理的な金額を見積もり、大幅な乖離が生じないようにすることも必要である。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

兼職兼業による報酬額については、実績を考慮した兼職（兼業）承認申請書を教育委員会に提出し、承認を得ました。

（3）兼職（兼業）内申書の押印について

【指摘事項】

兼職（兼業）内申書は、学校長名で教育委員会へ提出されるものであるが、すべての内申書において、学校長の押印がなかった。兼職（兼業）内申書には、すべて学校長が内容を確認したうえで、学校長印を押印し、教育委員会へ提出する必要があると考える。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

当該内申書は、教育委員会へ提出する際に決裁文書により意思決定を行っており、内申書へ文書番号を付して公文書として提出しています。公文書管理規程第 23 条第 2 項の規定により、内部へ提出する文書については、公印省略による取扱いをしているため、指摘には当たらないと考えます。

2 多額の繰越残高を有する会計について

【指摘事項①】

静岡市立高校には、繰越残高が多額となっている P T A会計がある。平成 26 年度の残高が 100 万円以上のもの（積立金を含む）を合わせると、合計残高は、15,946,025 円となっている。多額の繰越が積み上がってきてているということは、これまで、その年度に必要とする金額以上に、お金を徴収してきた可能性が高い。現状の会費の設定金額が妥当かどうか、過去の支出状況等を考慮のうえ、検証する必要があると考える。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

本件は、P T A活動に関わる指摘事項のため、その内容を P T A会長等役員に伝えました。

【指摘事項②】

学校が必要以上に多額の残高を保有することは望ましくないため、多額となっている繰越残高の処分方法について、関係者間で話し合い、慎重に検討することが必要と考える。また今後、実際に繰越残高を取り崩して支出を行った場合には、その内容を P T A総会等で開示し、保護者への説明責任を果たすこと必要である。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

本件は、P T A活動に関わる指摘事項のため、その内容を P T A会長等役員に伝えました。

3 修繕積立金について

【指摘事項】

静岡市立高校の会計には、修繕積立金がある。この修繕積立金の用途等について確認したところ、この積立金は、80 周年記念事業に使用される予定のものであると回答があった。

修繕積立金という名称を使用し、P T A会費からその積立を行うことは、本来、公費で負担すべきものを保護者が負担しているのではないか、という誤った印象を与えかねない。この修繕積立金については、その名称を 80 周年記念事業積立金など、実態に即した適切なものへと変更し、使途を限定することにより、公費で負担すべきものとの区分を明確にしておく必要があると考える。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

修繕積立金という名称は、公費負担すべきものを P T A に負担させるという誤認を与えるものであるということを含め、本件は、P T A 活動に関わる指摘事項のため、その内容を P T A 会長等役員に伝えました。

4 公費支出の基準等について

【指摘事項】

(1) 施設整備費について

部活振興費の支出の中に、施設整備費として、換気扇修繕工事、音楽準備室入口スチールドア グレモンハンドル取替などがあった。

地方財政法、学校教育法等の趣旨からすると、市立高校においても、建物・施設関連の支出、特に修繕や取替といった支出については、原則として、公費で負担することを検討する必要があると考える。

(2) トイレ清掃費について

静岡市立高校では、トイレ清掃費の約 8 割が、P T A 会費から支出されており、保護者負担となっている。

通常発生するトイレの清掃費用は、学校教育法第 5 条にいう「学校の経費」に該当すると考えられる。静岡市立高校においても、原則として、公費で負担することを検討すべきである。

(3) 旅行命令がある場合の引率旅費について

静岡市立高校では、部活動の大会等で教職員が生徒を引率する場合、その旅費については、保護者が負担している。しかし、こうした引率の中には、学校から教職員へ旅行命令が出ているものも多く見受けられた。

この場合、教職員による生徒の引率は、学校からの命令によるものであるから、学校側では、この業務を公務と認識しているはずである。しかし、それに伴う旅費は、公費ではなく、保護者預かり金（教育振興費）から支払われており、公務に伴う旅費を保護者が負担している、という状況となっている。

公務として旅行命令がある場合の旅費は、本来、保護者が負担するものではなく、公費で負担すべきものと考える。

(4) 公費支出の基準について

静岡市立高校では、公費負担と私費負担の基本的な考え方や、具体的な区分等について、明確に定められたものはない。実務上は、静岡県教育委員会が作成した「学校運営における公費支出の基準」を参考にしながら、処理をしているとのことであった。

現在、保護者が負担している経費の中には、本来、公費で負担すべきと考えられ

るものが含まれている。公費と私費の区分については、静岡市の基本的な考え方を明確にしたうえで、静岡市独自の基準を作成し、それにもとづいて、適正に区分処理するという運営を実施すべきと考える。

【措置の状況】

市立高等学校は、「公立高等学校」として県立高等学校と同様の学校運営をしていることから、県が作成した「学校運営における公費支出の基準」を市立高等学校の「基準」と位置付けて運用しています。この基準に基づき、負担の区分を行い、適正に運用しています。

その基準において「P T A等学校関係団体が主催又は共催する事業及びP T A等学校関係団体の意思により実施される部活動、進路指導、学校行事等の充実や教育環境の整備などの事業に要する経費については、P T A等学校関係団体から支援を受けることが可能である。ただし、P T A等学校関係団体の理事会や総会等で事業計画及び予算が機関決定されたものに限る。」と規定されています。この規定に基づいて、部活動に係る施設整備費、トイレ清掃費、引率旅費ともに、P T Aが経費を負担することは、P T A総会に諮り決定されており、指摘には当たらないと考えます。

5 P T A会計の預金名義人について

【指摘事項】

静岡市立高等学校 P T A事務局事務処理規程第 22 条第 1 項では、「預金の名義人は、会長とする。」と定められている。しかし、現状では、P T A会計の名義人は、事務長となっている。P T A事務局事務処理規程にしたがい、預金の名義人をP T A会長とする必要がある。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

本件は、P T A活動に関わる指摘事項のため、その内容をP T A会長等役員に伝えました。

6 領収書の連番管理について

【指摘事項】

学校徴収金が口座から引き落とせなかった場合には、保護者が現金を学校に直接持参して支払うことがある。その際に学校側では、現金の受領と引き換えに、領収書を発行している。この領収書は、パソコンから打ち出したものを使用しているが、領収書には、管理用の番号が記入されていない。

現状では、領収書の連番管理が出来ていない状況である。使用する領収書については、未使用分も含め、連番が付されたものに限定するなど、連番管理の仕組みを構築する必要がある。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、自発的な対応策として、予め一連番号を記載した領収書を導入することとしました。

7 備品管理について

【指摘事項】

備品台帳と現物の突合を実施したところ、台帳に記載のない備品が、数点発見された。

備品管理上、台帳に記載のない備品が存在することは望ましくない。これらの備品については、調査等が済み次第、台帳への記載を行う必要がある。また、同じような備品が他にもないかどうか、今一度調査する必要があると考える。

【措置の状況】

平成 28 年度中に備品台帳と現物を再度突合し、台帳に記載のない備品については台帳登録することとしました。

今後も、年に 1 回台帳と現物の突合を行い、適正に管理していきます。

第 2 静岡市立清水桜が丘高等学校

1 教職員の兼職兼業について

(1) 兼職兼業による報酬について

【指摘事項】

P T A 学習支援事業の兼業承認申請書を確認したところ、承認を受けたすべての職員の申請書において、報酬見込額等が 30,000 円と記載されていた。一方で、P T A 学習支援事業において、実際に支払われた報酬が 30,000 円を超える職員は 50 名中 18 名であり、10 万円を超える報酬を受け取っている職員も 2 名いた。しかし、教育委員会の承認を超える兼業を行った職員については、全員追加の承認手続が行われていなかった。

教育委員会が承認した見込額を超える報酬を受けとる場合には、その都度、職務への影響の検討を行い、追加の承認を受ける必要があると考える。また、申請書に報酬の見込額を記載するにあたっては、過去の実績や当年度の計画等から合理的な

金額を見積もり、大幅な乖離が生じないようにすることも必要である。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

兼職兼業による報酬額については、実績を考慮した兼職（兼業）承認申請書を教育委員会に提出し、承認を得ました。

2 P T A会費等の保護者負担額の設定について

【指摘事項】

P T A会費と進路指導費は、単年度で見ると、大幅な収入超過となっている。この2年間のP T A会費の平均使用率は65.2%で、進路指導費については43.3%と、徴収した会費の半分以下の使用率に留まっている。

P T A会則に規定されているとおり、P T Aが徴収する会費は、「経常的に生じる費用に充てるため」のものである。保護者（会員）から「経常的に生じる費用」を徴収しているのであれば、その年度に預かった金額は、その年度内で支出を行うというのが、本来のあり方と考えられる。徴収過多となっている現状を改善するため、過去のP T A会計の支出状況等を検証し、その年度内の支出に充てるだけの金額水準で、会費の設定を行うべきである。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

本件は、P T A活動に関わる指摘事項のため、その内容をP T A会長等役員に伝えました。

3 多額の繰越残高を有する会計について

【指摘事項】

平成25年4月1日の清水桜が丘高校の開校時において、旧清水商業高校と旧庵原高校の学校預り金残高の引継が行われているが、清水桜が丘高校では、開校時点において、すでに30,835千円の学校預り金残高がある。

学校が必要以上に多額の残高を保有することは望ましくないため、多額となっている繰越残高の処分方法について、関係者間で話し合い、慎重に検討することが必要と考える。また今後、実際に繰越残高を取り崩して支出を行った場合には、その内容をP T A総会等で開示し、保護者への説明責任を果たすこと必要である。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

本件は、PTA活動に関わる指摘事項のため、その内容をPTA会長等役員に伝えました。

4 特別会計について

(1) 特別会計の必要性について

【指摘事項】

清水桜が丘高校では、教育振興費会計のうち、進路指導費と部活振興費に「進路指導費特別会計」と「部活振興費特別会計」とが設定されている。

学校預かり金は、公的な会計でないため、必ずしも公会計と同様の手続を行う必要ないと考えられるが、公金に準じて管理されるべきものである。

特別会計は、公会計と同様に、一般会計以外の会計単位で管理すべき特別な必要性がある場合にのみ、例外的に設置するものとして、それ以外の場合には、特別会計という特殊な会計単位は、利用すべきではないと考える。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

本件は、PTA活動に関わる指摘事項のため、その内容をPTA会長等役員に伝えました。

なお、「静岡市立清水桜が丘高等学校 PTA 事務局事務処理規程」の会計区分で、特別会計の設置が認められています。

(2) 多額の予備費の計上について

【指摘事項】

平成 25 年度の部活動振興費特別会計において、予算上は、収入額合計と支出計が同額となるように「予備費」が計上されている。その結果、4,921,000 円と多額の予備費が予算化されている。

現状では、特別会計の使途について規定がないため、PTA の個別承認がない状態でも、一般会計と同様の支出を行うことが可能となっている。特別会計を設置する場合には、特別会計についての明確な規定を作成する必要があるとともに、予算の作成時における多額の予備費の計上は、慎重に行うべきである。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

本件は、PTA活動に関わる指摘事項のため、その内容をPTA会長等役員に伝えました。

5 PTA会計

(1) PTA会計の預金名義人について

【指摘事項】

事務処理規程第22条第1項では、「預金の名義人は、会長とする。」と定められている。しかし、現状では、PTA会計の名義人は、校長となっている。事務処理規程にしたがい、預金の名義人をPTA会長とする必要がある。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

本件は、PTA活動に関わる指摘事項のため、その内容をPTA会長等役員に伝えました。

(2) 公費と私費の負担区分について

【指摘事項】

森林国営保険料55,970円が、PTA会計から支払われている。これは、清水桜が丘高校で管理している山林に係る保険料である。また、マラソン大会時の救護に伴う学校医謝礼金も、PTA会計から支払われている。マラソン大会は学校行事であり、PTAの実施事業ではない。

森林国営保険料については、過去からの経緯もあるとは思われるが、これらの支出は、本来、公費から支出すべきものと考える。PTAの好意により、本来、公費で支出すべきものをPTAが負担しているような場合でも、PTAの会員は毎年変わっているわけであるから、毎年PTA総会において、その旨を明記して、承認を得る必要があると考える。

【措置の状況】

学校林に係る保険料については、PTAによる負担を廃止した上で公費による支出を検討しましたが、樹木の育成状況も保険に加入するだけの資産価値に乏しく、また、他校では保険に未加入であることから、保険の加入をとりやめることとした。

市立高等学校は、「公立高等学校」として県立高等学校と同様の学校運営をしていることから、県が作成した「学校運営における公費支出の基準」を市立高等学校の「基準」と位置付けて運用しています。この基準に基づき、負担の区分を行い、適正に運用しています。

その基準において「P T A等学校関係団体が主催又は共催する事業及びP T A等学校関係団体の意思により実施される部活動、進路指導、学校行事等の充実や教育環境の整備などの事業に要する経費については、P T A等学校関係団体から支援を受けることが可能である。ただし、P T A等学校関係団体の理事会や総会等で事業計画及び予算が機関決定されたものに限る。」と規定されています。この規定に基づいて、P T Aが学校医謝礼金を負担することは、P T A総会に諮り決定されており、指摘には当たらないと考えます。

(3) 自動販売機販売手数料の設定について

【指摘事項】

自動販売機の販売手数料について、清水桜が丘高校の開校後である平成25年度以降は、販売手数料をゼロとする代わりに販売価格を引き下げるという、契約内容の変更を行っている。しかし、販売価格や販売手数料について、ベンダー会社との間で、覚書等の文書は取り交わしていないとのことであった。

自動販売機の設置において、販売価格や販売手数料の変更は、契約内容の重要な変更である。契約内容の重要な変更を行う場合には、変更内容の覚書等を作成しておく必要があると考える。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

本件は、P T A活動に関わる指摘事項のため、その内容をP T A会長等役員に伝えました。

なお、当該自動販売機は行政財産の目的外使用許可を得て設置されたもので、本指摘事項に係る契約は平成26年度末で終了しております。

6 P T A学習支援振興会会計

【指摘事項】

(1) P T A学習支援事業の年間計画について

P T A学習支援事業の年間計画については、要綱で定められているとおりには作成されていなかった。ただし、実際にP T A側でこの年間計画を作成したとしても、それが内容を伴ったものになるのかどうかは疑問なところもある。要綱第3条につ

いては、実態に合った記載内容に見直す必要がある。

(2) 要綱の単価改訂の経緯について

P T A学習支援事業については、年間計画書をP T A側で作成していない事実や、単価改訂にもP T Aが関与していない事実を考えると、この事業が、P T Aの積極的な意思により行われている事業かどうかは、疑わしいと言わざるをえない。今後は、事業の運営上、重要な事項に関する意思決定の際には、当然P T Aを関与させる必要があるとともに、現状の事業のあり方についても、P T Aとともに全体的に見直す必要があると考える。

(3) 要綱の改訂手続について

要綱の改訂について、監査人が提出を受けた要綱は、二重線による金額訂正が手書きで行われていた。また、附則も手書きの二重線で訂正されていたが、ともに訂正箇所には、訂正印がない。訂正印のない二重線による取り消しは、文書の変造、改ざんとみなされる恐れがある。要綱の訂正を行う際に用いる方法として、適切な方法とはいえないでの、今後は留意する必要がある。

(4) 要綱の承認手続について

P T A学習支援事業に関する要綱が、P T A総会で未承認の状態となっている。P T A学習支援事業は、P T Aが主催する事業であり、また、要綱上も総会の承認を得ることになっている。要綱が、P T Aの未承認のままとなっている状況は不適切である。速やかにP T A総会における承認を得る必要がある。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

本件は、P T A活動に関わる指摘事項のため、その内容をP T A会長等役員に伝えました。

7 公費支出の基準等について

【指摘事項】

(1) 旅行命令がある場合の引率旅費について

清水桜が丘高校では、部活動の大会等で教職員が生徒を引率する場合、その旅費については、保護者が負担している。しかし、こうした引率の中には、学校から教職員へ旅行命令が出ているものも多く見受けられた。

この場合、教職員による生徒の引率は、学校からの命令によるものであるから、学校側では、この業務を公務と認識しているはずである。しかし、それに伴う旅費は、公費ではなく、保護者預かり金（教育振興費）から支払われており、公務に伴う旅費を保護者が負担している、という状況となっている。

公務として旅行命令がある場合の旅費は、本来、保護者が負担するものではなく、公費で負担すべきものと考える。

(2) 公費支出の基準について

清水桜が丘高校では、公費負担と私費負担の基本的な考え方や、具体的な区分等について、明確に定められたものはない。実務上は、静岡県教育委員会が作成した「学校運営における公費支出の基準」を参考にしながら、処理をしているとのことであった。

現在、保護者が負担している経費の中には、本来、公費で負担すべきと考えられるものが含まれている。公費と私費の区分については、静岡市の基本的な考え方を明確にしたうえで、静岡市独自の基準を作成し、それにもとづいて、適正に区分処理するという運営を実施すべきと考える。

【措置の状況】

市立高等学校は、「公立高等学校」として県立高等学校と同様の学校運営をしていることから、県が作成した「学校運営における公費支出の基準」を市立高等学校の「基準」と位置付けて運用しています。この基準に基づき、負担の区分を行い、適正に運用しています。

その基準において「PTA等学校関係団体が主催又は共催する事業及びPTA等学校関係団体の意思により実施される部活動、進路指導、学校行事等の充実や教育環境の整備などの事業に要する経費については、PTA等学校関係団体から支援を受けることが可能である。ただし、PTA等学校関係団体の理事会や総会等で事業計画及び予算が機関決定されたものに限る。」と規定されています。この規定に基づいて、PTAが引率旅費を負担することは、PTA総会に諮り決定されており、指摘には当たらないと考えます。

8 収支予算書の作成時期について

【指摘事項】

PTA会則では、収支予算書は、毎事業年度の開始日の前日までに、会長が作成し、役員会の承認を受けなければならないことになっている。しかし、実務上は、PTA会則どおりに事務は行われてはなく、PTA会則と実務の実態とが乖離している状況となっている。

本来であれば、PTA会則通りに収支予算書を作成すべきである。前年度の収支が決まっていない段階で、収支予算書を作成するのは、実務的には困難であるというのであれば、PTA会則の見直しを行う必要があると考える。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

本件は、PTA活動に関わる指摘事項のため、その内容をPTA会長等役員に伝えました。

9 PTA総会における決算報告の網羅性について

【指摘事項】

PTA会計においては、高校設立時の平成25年度から、10周年記念事業に向けて、年間10万円の積立を行っている。しかし、PTA総会の資料には、積み立てられた金額についての報告が記載されていない。総会資料において、現時点での残高を明示するとともに、監事による監査報告も記載するべきである。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

本件は、PTA活動に関わる指摘事項のため、その内容をPTA会長等役員に伝えました。

10 緊急時保存食の購入時期（学年会計1年生）について

【指摘事項】

清水桜が丘高校では、学年費から緊急時保存食を購入している。平成26年度において、この緊急時保存食は9月に購入されていた。緊急時のための保存食という趣旨を考えると、入学後間もなく購入するのが適切であると考えられる。今後は、適切な時期に購入する必要がある。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、自発的な対応策として、本年度から5月中に配備することとしました。

11 監督・採点手当金額の根拠の明確化（全商簿記検定会計）について

【指摘事項】

全商簿記検定会計では、受験者が負担する全商簿記検定受験料のうち、試験場校経費が収入として充てられており、その中から、監督・採点手当、事務手当などが支出されている。これらの手当について、算定の根拠となる要綱等は作成されておらず、

事務手当については、受験者数等から事前事後の業務処理時間を勘案して、その都度決定しているとのことである。

P T A 学習支援事業では、要綱を定め、その中で手当の支給を行っている。全商簿記検定会計においても、同様の基準を作成する必要があると考える。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、自発的な対応策として、平成 28 年度中に基準を作成することとしました。

12 部活振興費旅費規定と支給基準の整備（部活振興費会計）について

【指摘事項】

部活振興費からは、各種競技大会に参加した際の旅費が支給されており、その支給額は、「部活振興費旅費規定」と「部活振興費支給基準（部活顧問及び引率教員等）」で定められている。これらの最終更新日は、それぞれ平成 19 年 9 月 20 日、平成 21 年 3 月 31 日となっていた。これは、旧清水商業高校の規定を引き続き使用しているものである。清水桜が丘高校は、平成 25 年 4 月 1 日に新設した学校であるため、清水桜が丘高校としての規定等を整備する必要がある。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

本件は、P T A 活動に関わる指摘事項のため、その内容を P T A 会長等役員に伝えました。

13 領収書の連番管理について

【指摘事項】

学校徴収金が口座から引き落とせなかった場合には、保護者が現金を学校に直接持参して支払うことがある。その際に学校側では、現金の受領と引き換えに、領収書を発行している。この領収書は、パソコンから打ち出したものを使用しているが、領収書には、管理用の番号が記入されていない。

現状では、領収書の連番管理が出来ていない状況である。使用する領収書については、未使用分も含め、連番が付されたものに限定するなど、連番管理の仕組みを構築する必要がある。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、自発的な対応策として、予め一連番号を記載した領収書を導入することとしました。

14 分収林事業について

(1) 土地貸借契約書の契約者名について

【指摘事項】

清水桜が丘高校では、水源涵養と植林学実地学習を目的として、静岡市両河内財産区より、土地を貸借している。しかし、この契約では、契約者が「静岡市立清水商業高等学校 校長」となっている。この土地の貸借契約は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、本来は、学校長ではなく、地方公共団体の長、つまり、市長（市長代理者を含む）名で契約すべきものである。

【措置の状況】

市長名で契約を締結するよう、平成 28 年 10 月 26 日から静岡市両河内財産区と協議を開始しました。

第3 小中学校

1 学校預かり金の着服対策について（教育総務課）

(1) 領収書の連番管理について

【指摘事項】

着服のあった学校では、領収書控えの管理が適切に行われてはなく、監査人が往査した小中学校では、そもそも領収書の連番管理を行う仕組みが出来ていなかった。このような状況では、絶えず不正の機会が存在することになる。しかも、領収書の連番管理を行う仕組みが出来ていないのは、すべての小中学校に共通する状況である。つまり、現状の管理体制では、すべての小中学校で着服が可能な状態となっていると言える。静岡市立のすべての小中学校において、領収書の連番管理が出来る仕組みを構築する必要がある。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

領収書の連番管理については、「静岡市立小・中学校等準公金取扱基準」及びこれ

に基づいて静岡市学校事務改善協議会が策定した「学校預かり金の手引き」に規定されています。静岡市学校事務改善協議会を通じて全学校長あてに、予め一連番号を記載した領収書を使用する旨の手引きの変更を通知しました。

(2) 督促状の発送管理について

【指摘事項】

着服のあった学校では、着服の対象となった生徒の保護者へは、事務員が督促状の発送を行わないようにしていた。督促状の発送には、統制機能の側面もあるため、督促状は未納者全員に漏れなく発送されなければならない。

督促状の作成が事務員によって行われるにしても、まずは、管理者（校長または教頭など）が、未納金の管理簿にもとづき、督促状が未納者全員に対し漏れなく作成されていることを確認する必要がある。そして、管理者自ら督促状を投函したり、担任に手渡したりすることにより、漏れなく保護者のもとへ届けられるようにすることが必要である。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

未納金管理簿に基づいた督促状の作成及び督促状発送作業の複数人での確認について「学校預かり金の手引き」に追加規定し、全学校長あてに通知することを静岡市学校事務改善協議会に依頼しました。

(3) 未納金の管理簿作成について

【指摘事項】

学校預かり金の未納者については、督促記録簿が作成されているが、これは、児童・生徒個人別の督促を実施したという事実の履歴が記載されているだけであり、未納金の発生額、入金額、未納残高が記載されているものではない。大半の小中学校では、ある特定の時点における未納者全員のリスト、個別の未納金額が把握できる管理簿を作成してはいない。静岡市立のすべての小中学校において、未納金の管理簿を作成する必要がある。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

静岡市学校事務改善協議会を通じて全学校長あてに、未納金管理簿を使用する旨の「学校預かり金の手引き」への追加を通知しました。

2 様々な課題について（学校教育課）

【指摘事項】

現地調査を行った8校中6校では、授業で使用する、教科書以外の補助教材について、選定過程を文書として残していなかった。補助教材は、保護者からの預かり金を使用して購入するものである。保護者への説明責任の観点からも、補助教材の選定過程については、文書化しておく必要があると考える。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

学校教育課長から各小中学校長宛に平成28年2月22日付けで「平成28年度使用的補助教材の選択決定について」を通知しました。その中で、今年度使用した補助教材の効果と課題を検証及び記録の上、適切に選択することと示しております。

また、教職員課長、学校教育課長から各小中学校長宛に平成28年3月9日付けで「学校における補助教材の適切な取扱いについて」を通知するとともに、校長会にて直接校長に対して周知を図りました。

3 公費負担と私費負担の区分について（教育施設課）

（1）トイレ床パネル代について

【指摘事項】

平成25年度「生徒活動費」から、トイレ床のパネル代金として、70,875円の支出があった。これは、地方財政法および同法施行令で公費負担としている「建物の維持及び修繕に要する経費」に該当するものである。公費で負担する必要がある。

【措置の状況】

生徒活動費は、受益者負担が相当と考えられるもので、あらかじめ校長が預かる学校預かり金です。このような私費と公費の負担の区分については、「学校預かり金の手引き」に基準が規定されています。

その基準において、建物の維持修繕に要する経費については公費負担と規定されていることから、通常の建物の維持修繕は原則公費負担とするよう周知徹底を図りました。

4 押印のない請求書による支払いについて（教育総務課）

【指摘事項】

静岡地区学校生活協同組合から教材を購入している学校において、同組合からの請求書には、組合の押印がないにもかかわらず、この請求書にもとづいて支払が行われていた例が、複数見受けられた。

正しい債権者からの正式な請求であるかが不明な状態で支払をしてしまうことを防止するためにも、請求書には先方の押印が必要であり、押印のない請求書にもとづいて支払をしてはならない。今後の取扱いに留意する必要がある。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

請求書に債権者の押印が必要な旨を「学校預かり金の手引き」に追加で規定するとともに、全学校長あてに通知するよう手引きを作成した静岡市学校事務改善協議会に依頼しました。

5 物品購入等伺書の決裁日について（教育総務課）

【指摘事項】

授業で使用する教材を購入する際に、教員が立替払いをする場合において、立替払いの領収証日付よりも、物品購入等伺書の決裁日付のほうが、後になっているものが2件発見された。

物品購入等伺書の作成と校長等の決裁は、「静岡市立小・中学校等準公金取扱基準」の定めにしたがって、物品等の購入の「事前に」行われなければならない。また、支出金額等が未確定の場合であっても、品名、数量、支出区分等を記載し、立替払いよりも前に、物品購入等伺書の決裁を受ける必要がある。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

物品等を購入する場合の事前の物品購入等伺書の作成については、「静岡市立小・中学校等準公金取扱基準」及び「学校預かり金の手引き」に規定されています。静岡市学校事務改善協議会から全学校長あてに、改めて事前の物品購入等伺書の作成について通知するよう依頼しました。

6 現金集金について（教育総務課）

【指摘事項①】

学校預かり金を現金で集金する場合、通常は、集金した現金が多額となるため、「静岡市立小・中学校等準公金取扱基準」にしたがえば、金融機関への持ち運びは、複数の職員等で対応することになるはずである。しかし、現金集金している学校へアンケート調査をした結果、複数の職員での持ち運びを行っていない学校が1校あることが判明した。現金集金の学校については、集金日には、原則通り、複数の職員での持ち運びを行うべきである。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

現金の持ち運びについては複数の職員等で対応する旨が、「静岡市立小・中学校等準公金取扱基準」に規定されています。「学校預かり金の手引き」においてもその旨を規定し、静岡市学校事務改善協議会から全学校長あてに、通知するよう依頼しました。

【指摘事項②】

学校預かり金の集金は、基本的に口座振替で行われており、月に一度、保護者の口座から学校長の口座への振替を行うのが一般的である。しかし、静岡市立小中学校、全130校のうち12校は、現金で集金を行っている。

口座振替での集金を原則とする中で、現金での集金を選択し、多額の現金を取り扱う以上、紛失・盗難等が起こる事故のリスク、着服等の不正が行われるリスクが大きくなっているということを、学校側も十分認識する必要がある。現金集金を行う学校は、職員の持ち運び以外のリスクについても、リスクへの対応が十分に図られているかを再度検討したうえで、慎重な運用を行うことが必要と考える。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

学校預かり金の収納については口座振替を原則とする旨が、「静岡市立小・中学校等準公金取扱基準」及び「学校預かり金の手引き」に規定されています。静岡市学校事務改善協議会から現金集金を行っていた学校長あてに、改めてその旨を通知するとともに、やむを得ず現金集金を行う場合のリスク対応についても併せて通知するよう依頼しました。

7 会計報告書の純額表示について（教育総務課）

【指摘事項】

学年費会計においては、卒業時精算金、転出者精算金として、保護者への返還が行われることがある。この場合、支出金額については、収入金額をマイナスする処理をしており、また、学年費会計報告書においても、この支出金額は、収入金額からマイナスされ、差引後の金額（純額）が表示されている。

会計報告書は、保護者に向けた報告である。監査を担当する保護者やそれ以外の保護者が必ずしも会計の専門家ではないこと、また、実際に保護者から「わかりにくい」という声が出ていることを考えると、純額表示は望ましくないと考えられる。また、卒業時精算金と転出者返還金は、現金の支出を伴うものである。これらについては、収入の控除項目として表示するよりも、支出の内訳項目として表示したほうが、通帳の支出額と整合性がとれるため、監査する保護者にとっては理解しやすいものと考えられる。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

「学校預かり金の手引き」の予算書及び報告書の様式を変更し、静岡市学校事務改善協議会を通じて全学校長あてに、変更後の様式を使用するよう通知しました。

8 会計報告書の支出内訳の摘要欄について（教育総務課）

【指摘事項】

会計報告書の支出内訳の摘要欄には、その費目の支出内容が記載されている。現行の会計報告書作成システムでは、出納簿上で一番早い日付の摘要欄が自動で反映されてしまうため、それが会計報告書にそのまま載っているとのことである。不適当と思われるものについては、会計報告書の記載を修正しているが、修正が漏れてしまったものも見受けられた。

同様のミスを減らすためには、出納簿上で一番早い日付の摘要欄が自動で反映されるという、現状の仕組みを見直すことが必要である。会計報告書は、保護者への報告が主要な目的であり、その目的を果たすためにも、費目の摘要欄には、日付の早いものを記載するのではなく、主たる内容を記載すべきである。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超

えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

報告書様式の支出内訳の摘要欄への記載方法について、平成29年度から主たる内容を記載できるよう対応するとともに、変更後は静岡市学校事務改善協議会から全学校長あて通知するよう依頼しました。

9 会計報告書等の誤表示について（教育総務課）

【指摘事項】

(1) 計算式と金額の不一致について

会計報告書の摘要欄に記載された計算式の結果と、金額欄に記載された金額が、一致していないものが複数発見された。保護者への適切な報告という目的を達成するためにも、計算式の結果と金額欄は整合させる必要がある。今後、会計報告書の作成者と承認者は、細心の注意を払う必要がある。

(2) 会計報告書の費目誤りについて

小学校の学年費の予算書と会計報告書において、支出金額に大きな差異のある例が見受けられた。これは本来、「卒業関係費」として入力すべきものを、誤って「修学旅行費」として入力してしまったものである。この例では、予算書と会計報告書の金額が明らかに相違しているため、会計報告書の作成時またはチェック時に予算書との比較を行っていれば、保護者への配布前に誤りを発見できたはずである。保護者への会計報告を適切に行うためにも、会計報告書の作成者とチェック者は、より一層の注意を払う必要がある。

(3) 予算書の誤表示について

小学校の学年費予算書の中に、昨年度の数値の更新が漏れ、そのまま載っていたと考えられるものがあった。この予算書には、6名（校長、教頭、事務主任、事務主任、会計）の決裁印が押印されているが、誰も金額の不一致に気付くことなく、そのまま放置されていたことになる。予算書の作成者および決裁者は、より一層の注意を払う必要がある。また、予算書作成システム上、不一致が生じないように対応することも、有用であると考える。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

会計報告書の作成及び確認について誤りがないよう「学校預かり金の手引き」に規定するとともに、静岡市学校事務改善協議会から全学校長あて通知するよう依頼しました。また、これらを含めた会計処理のチェックリストの作成についても併せて依頼

しました。

10 備品管理について（教育施設課）

【指摘事項】

現地調査した中学校において、備品台帳に記載されている「絵画」（金額 100 万円）について、現物の所在場所を質問したが、複数の絵画のうち、どれがその絵画に該当するのか不明であった。このような高額備品について、現物と備品台帳の対応関係を学校が把握していないことは、備品管理上、問題があると言わざるをえない。実態を調査のうえ、他の備品と同様に備品シールを貼付け、台帳との対応関係を明確にしておくことが必要である。

【措置の状況】

これまでには、額の裏面に備品票を貼っておりましたが、見える位置に貼り替えました。

また、備品台帳には、保管場所や絵画の題名等を記入し区別がつきやすいように見直しました。

さらに、全校長対象の危機管理研修の中で物品管理に係る研修を行い、校長会でも備品管理について再度徹底するよう依頼しました。

11 学校施設の管理状況について（教育施設課）

【指摘事項】

現地調査した小学校において、用務員の作業スペース、用具置き場として使用しているプレハブ小屋について、監査人が確認したところ、老朽化が進んでおり、耐震化もできていない状況であった。

公共建築物の耐震対策は、市としても切迫した課題である。このプレハブ小屋については、老朽化が目立つことから、作業者の安全性を考慮し、早急に対応する必要がないか、今一度確認すべきと考える。

【措置の状況】

ご指摘のプレハブ小屋は、老朽化が進んではいるものの昭和 60 年建設であり新耐震基準以降の施工のため耐震性能は確保されています。

また、建物の劣化原因となっている雨漏りについては、修繕を行いました。

なお、平成 29 年度に建物 2 階部分を児童クラブに転用する検討をしているため、児童クラブ転用の際は、屋根、外壁及び内部改修を実施する予定です。

1 学校給食費の未納問題への対応について（学校給食課）

（1）学校給食費の未納額の把握について

【指摘事項】

学校給食課の把握している給食費の未納額は、監査人の調査結果と異なるものとなっていました。差異の内容について調査したところ、学校側が学校給食課へ提出した金額に誤りがあり、結果として、学校給食課の把握している額が誤っていたことがわかった。

学校給食課が把握している市全体の給食費の未納額は、実際の未納額よりも1,338,718円少くなっています。正しい金額ではない。学校給食課、学校側ともに、給食費の未納額について、正しい金額を把握するよう、努める必要がある。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

未納額の集計に認識の誤りがあったことから、改めて報告方法を各学校に周知しました。

（2）学校給食費の未納問題への取り組みについて

【指摘事項】

静岡市では、学校給食費の未納額が市全体でいくらあるのかを正しく把握していない。また、給食費の未納対策について、学校現場では、市の統一ルールを示してほしいとの声が多く聞かれたが、市では、そのような取り組みも行ってはいない。すべては学校任せということである。条例、要綱、マニュアル等を整備して、未納対策に取り組んでいる他市と比べると、静岡市の取り組みは遅れていると言わざるをえない。

学校給食費の未納問題への対応については、文部科学省の通知が出てから、すでに5年以上が経過している。静岡市においても、文部科学省の通知にしたがい、給食費の未納問題への取組体制を構築する必要があると考える。

【措置の状況】

この指摘事項は、本市の財務事務の執行に関するものではないため監査の範囲を超えるものと考えます。

なお、指摘内容については、次のとおり自発的に対応策を講じました。

学校には、学校給食費以外にも学年費等の「学校預かり金」があり、これらの適切な取扱いを確保するため、「静岡市立小・中学校等準公金取扱基準」を定め、これに

基づき作成した「学校預り金の手引き」で、未納対策が示されています。

しかしながら、学校給食費の徴収管理が学校事務の負担になっていることや未納対策に限界があることなど、課題があることも認識しており、今後は他都市の状況（私会計での未納対策、私会計・公会計それぞれのメリットやデメリット、徴収システム導入にあたっての課題等）について調査を実施していきます。

第5 就学援助制度

1 「準要保護者」の認定事務について（学事課）

（1）直近の給与による収入推計について

ア 賞与明細の取扱いについて

【指摘事項】

「準要保護者」の認定事務において、直近3ヶ月の給与明細等を利用して、年間収入額を推計する場合がある。この事例の中に、賞与明細の提出があったため、年間収入額に賞与を加味して「不認定」となっているものと、賞与明細の提出がなかったため、賞与を加味せず「認定」となっているものとがあった。

後者のケースにおいて、申請年度の賞与の支給見込を検討せず、直近3ヶ月に賞与の支給実績がないことを理由に、給与支給額のみで年間収入を推計すると、「認定基準値」と比較する「申請世帯収入額」が小さく算出される。このような申請者に対しては、単純に直近3ヶ月の給与明細等の提出を受けるだけではなく、賞与の支給見込みの有無についても、雇用契約書等の確認やヒアリングなどの方法により、適切に把握する必要があると考える。

【措置の状況】

指摘事項については、平成29年度申請分から対応できるよう申請書裏面等に賞与支給見込みの有無欄を設けることとしました。

イ 非課税通勤手当について

【指摘事項】

アと同様に、直近3ヶ月の給与明細等から年間収入額を推計している事例について検討したところ、給与明細に記載されている「支給額」をもって年間収入額を推計し、「非課税通勤手当」を控除していないケースが発見された。

通常、源泉徴収票等から年間収入実績を把握する場合には、「非課税通勤手当」は収入額に含まれていない。よって、このケースでは、源泉徴収票により年間収入実績を把握する場合よりも、「非課税通勤手当」の分だけ、申請世帯の収入額が大きくなっていることになる。このようなケースでは、単純に給与明細書の「支給額」を集計するだけではなく、その内訳を十分に検討し、「非課税通勤手当」を

控除するなどの必要な調整を加える必要がある。

【措置の状況】

指摘事項については、給与明細等により年間収入額を推計する場合に、「非課税通勤手当」を控除するよう対応しました。

(2) 申請者の自己申告項目について

ア 児童手当と児童扶養手当の混同について

【指摘事項】

「児童扶養手当制度」の適用を受けていない世帯が、申請書の「児童扶養手当」の金額欄に、誤って「児童手当」の金額を記入している例が、数件見受けられた。しかし、これらの事例については、誤りを修正することなく、認定計算が進められていた。「児童手当」の金額は、本来、申請者の収入に含めるべきものではない。この誤りを修正しないと、申請世帯の収入額が、「児童手当」の分だけ大きくなってしまうため、認定の判定そのものを誤る恐れがある。

「児童扶養手当制度」は、公的な手当制度であり、適用対象世帯がその証明書を有するものである。こうした書類を提出書類に含め、関連する証憑を入手することで、収入計算の誤りを防止することは十分に可能である。現行の取扱いについて、見直す必要があると考える。

【措置の状況】

児童扶養手当制度に関連する証明書類については、平成29年度申請分から対応するよう提出書類に追加しました。

イ 養育費等の取扱いについて

【指摘事項】

「準要保護者」の認定事務において、養育費等がある場合には、申請者の自己申告額を収入に含めることとしている。「養育費」については、申請者の自己申告であることから、他の項目と比較すると、その正確性、網羅性は脆弱であると考えられ、その内容によっては、極めて判断の難しい事情が含まれることも想定される。しかし、現状の実務では、「養育費」の「定義」が特に定められているわけでもなく、「養育費」に該当するか否かは、担当者の個別判断により処理されている。

担当者の判断の客觀性を確保するため、どのようなものが「養育費」であるかという「定義」を定めるとともに、「養育費」として取り扱わないことが許容される場合の判断基準についても、明確に定めておく必要がある。

【措置の状況】

申請書の記載をする際、養育費の定義がわかりやすいよう、平成29年度申請分から注意事項欄等に定義を記載しました。

(3) ガイドライン等の策定について

【指摘事項】

認定事務を実施するにあたっては、「就学援助認定事務入力作業マニュアル」があり、それにもとづいて、申請世帯の収入額の計算が行われている。しかし、このマニュアルには、(1)で見たようなケースについては、取扱いが示されていない。また、(2)で見たような「児童扶養手当」と「児童手当」の混同に伴う修正、「養育費」の判断根拠等も示されているわけではない。

教育委員会事務局においては、これまで見てきたような、認定事務の誤りやリスクを未然に防ぐための仕組みを構築する必要があると考える。現行の「事務処理要領」、「事務取扱説明書」、「就学援助認定事務入力作業マニュアル」については、相互に整合した一体としての改訂を行い、より実効的で具体的なガイドラインを策定することが必要であると考える。

【措置の状況】

「就学援助認定事務入力作業マニュアル」に、明文化されていない取扱い等を追加するなど、「事務処理要領」、「事務取扱説明書」についても連動した改訂を隨時行うこととしました。

(4) 準要保護者の具体的な認定基準について

【指摘事項】

静岡市では、「準要保護者」の具体的な認定基準について、「その世帯の収入額が生活保護基準の1.3倍以下」であることの他、「その他、特別な事情により教育委員会が必要と認める者」についても、「準要保護者」として認定することとしている。しかし、これが現実に適用された例は見受けられない。

静岡市においても、他の政令市と同様、世帯の困窮の蓋然性を判断するにあたって、重要なものについては、「特別な事情」の具体的な基準として明確に定め、準要保護者の認定に反映させるべきと考える。

【措置の状況】

市としては、他の政令市のような「特別な事情」の具体的な基準を設けずとも、全申請者に対し収入状況を基準とした認定審査を行うことによって、世帯の困窮の

蓋然性の判断は適切に行っていると考えます。「特別な事情」の具体例としては、児童・生徒の衣食住環境やDV被害、ネグレクト等が想定されます。こういった事例について個別に対応し、就学が困難と認められる場合に認定します。今後も他都市の認定基準については、注視してまいります。

第6 補助金等

1 遠距離通学費補助金（学事課）

（1）適切な通学区域の設定について

【指摘事項】

足久保小学校では、児童数268名の95.4%にあたる250名が遠距離通学をしており、補助金が支給されている。この地域には様々な事情があり、学区変更が難しいことは理解できるが、現状は、へき地以外の一部の特定の地域に住んでいる者がバス通学し、そこに補助が集中している状況である。

通常では考えにくい状況で、補助金として公費を支出している以上、学区変更については、今後も継続的に検討していく必要があると考える。また、学区変更が難しくて出来ない場合であっても、補助金の透明性の観点から、地域住民以外の市民に対しても、学区変更が出来ない理由などの情報を公開し、市民への説明責任を果たすことも必要と考える。

【措置の状況】

平成34年度に市内全域を対象とした小中一貫校化を目指していることや地域の実情等を踏まえ今後、通学区域の再編等を検討することから、当該補助金についても並行して検討していきます。

（2）定期券購入事務について

【指摘事項】

この補助金の支給事務について、委任状では、「交付申請、請求及び受領に関する」権限は、保護者から委任されているが、定期券の購入までは、委任されてはいない。現状では、保護者からの委任を受けていない定期券購入事務を、学校側が行っている状態となっている。

この補助金を受給するのは対象児童・生徒の保護者であり、補助金の処分を行う権利があるのも保護者であると考えられる。保護者からの委任がない状態で、学校側が定期券を購入することは、適切ではないため、現状の事務処理を改め、適切な処理を行う必要がある。

【措置の状況】

定期券の購入については、保護者の利便性・公平性を考慮し、取りまとめ一括で購入している学校もあります。

平成28年度からは、対象児童・生徒の保護者が自ら購入することとしました。

2 静岡市高等学校定時制通信制教育振興会補助金（学事課）

（1）旧静岡市振興会と旧清水市振興会への補助水準について

【指摘事項】

本来、公平性が求められる補助金において、生徒1人あたりの補助金額が、旧静岡市は587円、旧清水市は11,208円と大きく違う現状は、不公平な取扱いと考えられる。この制度は、旧静岡市と旧清水市の合併前から存在するものであり、旧2市間での補助度合いの差から生じている部分が多いものと推測される。しかし、平成15年4月における両市の合併から、すでに12年も経過しているため、市として両団体に対する補助度合いを再考する必要があると考える。

【措置の状況】

振興会の構成高校は、旧静岡市4校、旧清水市1校で組織されており、その目的及び補助対象経費も同じです。しかし、それぞれの振興会の活動量・内容に違いがあるため、結果的に、補助金額に差が生じているものです。

（2）支出内容の妥当性について

【指摘事項】

旧清水市振興会では、清水東高校の教室冷暖房使用料を補助の対象としている。しかし、清水東高校は県立高校であり、仮に市が負担しなかったところで、本当に必要であれば、県費で支出が行われるはずである。旧静岡市振興会では、教室冷暖房使用料に対する補助を行っていないことから、これを補助対象とすることは、中止にするべきである。

また、定時制授業用液晶テレビやブルーレイプレイヤーについても、定時制専用の施設があるわけではなく、全日制でも使用する可能性がある。このような支出を補助対象とすることも、この補助金の趣旨から考えると、適切でないと言わざるをえない。補助の対象となる支出について、見直しを行うとともに、事業実施明細書を厳しくチェックすることが必要である。

【措置の状況】

当該補助金は、旧清水、旧静岡に限らず市域全体の定時制通信制高校の振興会を支援するものです。清水東高校では東高後援会が教室冷暖房の設置及びガス使用料を負担しており、支払う教室冷暖房使用料のうち定時制部分について当該振興会が

負担しているもので、補助金交付要綱に規定する補助対象経費に該当します。

また、授業用液晶テレビ等についても、定時制独自の授業のみに使用するものであります、補助対象経費に該当します。

(3) 補助の見直しについて

【指摘事項】

この補助金については、交付先の事業規模や補助の支出内容を見る限り、50 年前に掲げた当初の目的はすでに達成され、補助の役割はすでに終えていると考えられる。補助の目的や今後も補助を継続する必要性等について、あらためて見直しを行う必要があると考える。

また、この補助金では、最終的な補助の対象となっている学校は、静岡県立高校 4 校と静岡市立高校 1 校である。公費の負担が必要な場合でも、例えば、県立高校の場合は、この補助金を団体経由ではなく直接学校に交付する、もしくは P T A に対して交付する、市立高校の場合は、予算措置を講じるなど、振興会への補助とは別 の方法も考えられる。現状とは異なる方法により、同じ目的を果たすことが可能かどうかについても検討を行うべきである。

【措置の状況】

振興会の運営は、高校の定時制通信制教育の振興と諸機関及び雇用主との連携協力を深めることによる生徒の健全な学習機会の確立を図るものであることから、振興会が果たす役割は大きく、補助金の役割は終えているとは考えておりません。今後も補助の目的、効果などについての検証を行いながら、必要とする経費については補助金を交付していきます。

(4) 決算書と事業実施明細書の不整合について

【指摘事項】

旧清水市振興会から提出された実績報告書に添付されている静岡県立清水東高等学校定時制教育振興会会計決算書と、事業実施明細書の支出金額について、一部不整合があった。補助金の支出に影響を与えるものではないが、本来であれば、担当者が適切にチェックを行い、資料の再提出をさせるなどの措置を行う必要があった。

【措置の状況】

補助金交付事務について、複数人でのチェックを徹底するとともに、申請者に対し適正な事務処理の指導を行いました。

3 篤志奨学金（給付金）、奨学金貸付金（学事課）

(1) 適切な選考手続について

【指摘事項】

静岡市奨学生申込者調査票における申込者全員の成績を見ると、選考委員会で検討された3名（5教科平均2.50以下）の他に、5教科平均が2.50から3.00の間である申込者が複数名存在していた。これらの者については、選考基準で定める学力水準（概ね3.00以上）を満たしていないにもかかわらず、何ら検討がなされないまま、奨学生の貸与が行われていることになる。

選考委員会で検討された場合でも、奨学生の貸与は行われる結果となつたと思われるが、本来あるべき必要な手続が行われていなかつたことは否めない。

選考基準に則り、適切な選考手続を行う必要がある。

【措置の状況】

育英奨学生の貸与基準には、収入基準と学力基準があります。選考委員会で先に応募者全員を収入基準で審査し、基準を満たしている中で、次に学力基準により審査を行います。学力基準（概ね3.00以上）を満たしていない者については、再度選考委員会で成績の数値以外に特定の分野において特に優れた資質能力がある者などを校長の推薦調書等を参考に選考委員会で協議し決定しています。今回の場合は、部活動において特に優れた資質能力を評価し決定としました。

(2) 「給与所得家庭と事業所得家庭の公平性」及び「支援機構との相違」について

【指摘事項①】

奨学生の対象となる生徒を選考するにあたっては、申込者の世帯の収入状況も判定の基準となっている。具体的に見ると、例えば、申込者Cは家計収入が850万円であるのに対し、申込者Dは家計収入が300万円であり、収入ベースでは、申込者Cのほうが550万円多くなっている。しかし、給与控除額等の控除を考慮すると、最終的には、申込者Cに奨学生が支給され、申込者Dには奨学生が支給されない結果となっている。

現在の制度は、給与収入を得ている家庭に甘く、本来であれば、支給を受けるべき家庭に、奨学生が支給されない制度となっているのではないだろうか。公平性の観点から、奨学生については、本当に修学困難で奨学生を支給すべきと考えられる家庭に対し、奨学生を支給出来るような制度の構築を再考する必要があると考える。

【指摘事項②】

静岡市では、「市奨学生に対し1人でも多く貸与できるよう」に独立行政法人日本学生支援機構とは異なる基準を使用しており、現状では、家計収入930万円の家計に対しても、奨学生を支給している状況である。

所管課は、多額の給与所得控除を適用することにより、奨学生の支給者を増やす

のではなく、募集方法を見直すことなどによって、より多くの申込者を実現する方法を検討すべきである。支援機構が選考基準を変更した経緯等を検討したうえで、静岡市独自の給与所得控除の見直しを行うとともに、市民にとって魅力のある制度内容の構築を行う必要があると考える。

【措置の状況】

育英奨学生は、優秀な人材の育英及び市の発展に資する優秀な人材の育成を目的とする貸与型の奨学生です。

市では日本学生支援機構の前年度の基準を参考として、収入基準を決定しています。これは、日本学生支援機構の当年度の基準に漏れた奨学生を、前年度の基準に沿って審査した場合、市の奨学生の貸与を受けられる可能性があることを考慮したもので

また、市育英奨学生制度に平成27年度から新たに貸与した者が卒業後、一定の条件を満たした場合は、返還金の2分の1を上限に免除する制度を導入したことから、奨学生の募集枠を大幅に増やし多くの貸与額を募る施策も展開しているところです。周知方法等や奨学生を必要とする奨学生にとってなお、一層魅力ある制度の構築に努めています。

(3) 事業評価について

【指摘事項】

事業の目標達成率が70%台でありながら、所管課が、事業の評価を「A」と結論づけているのは、自己評価の妥当性としては疑問の残るところである。静岡市では、事務事業評価の主な目的として、「説明責任の確保」、「成果志向の行政運営」、「効果的・効率的な行政運営」を挙げている。

これらの目的を達成するためには、まずは所管課が、自らの事業について、適切な自己評価を行う必要があると考える。

【措置の状況】

事務事業評価の判断基準は「成果指標」と「活動指標」があり、成果指標が目標を達成できなかったが、活動指標において奨学生制度全体の事務処理や返還免除制度の導入により利便性の向上を図るなど制度の大幅な見直しを行ったことから、総合評価として「A」としました。

(4) 奨学生貸付金制度の今後のあり方について

【指摘事項】

現状の奨学生貸付制度である月額20,000円の少額の貸付というのは、奨学生を必

要とする学生にとって、必ずしも利用しやすいものではないと考えられる。

今後の静岡市の発展に資する優秀な人材の育成に寄与するという目標を達成するためには、奨学金を必要とする者の立場から、利用しやすい奨学金制度のあり方にについて、大局的に検討し、今後の方向性を定める必要があると考える。

【措置の状況】

奨学金貸与者は、高校等、短大等、大学・大学院生を対象に貸与しており、月額20,000円は、大学・大学院生に対する貸与額で、高校生から大学院生までの多くの学生に公平・公正に貸与できるよう定めています。

市の奨学金制度は、他の奨学金との併給も可能であり、返還免除制度を活用し、卒業後の返還が少しでも軽減でき利用しやすいものと考えます。今後は、利用者の意見や社会経済情勢等を調査し、貸与額及び給付型との併給について検討していきます。

第7 過年度包括外部監査の措置状況

1 補助金

(1) 校長会等教育研究事業補助金（教育総務課）

ア 措置内容の未公表について

【指摘事項】

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の指摘に対して、措置を講じたときには、監査委員への通知とその内容の公表が行われなければならない。しかし、所管課は、措置を講じたにもかかわらず、その旨を監査委員へ通知していないため、措置の内容が、市民に対して公表されていない状況である。これは、自治法の規定に違反するものである。包括外部監査の指摘に対し、たとえ措置を実施したとしても、それが監査委員へ通知されなければ、措置の内容が市民へ公表されないため、市民への説明責任を果たすことができない。監査報告書の公表から、すでに5年以上が経過している。市民への説明責任を果たすため、自治法の規定に則った処理が必要である。

【措置の状況】

指摘のとおり、措置を講じた指摘事項については、監査委員へ通知しました。

イ 「市の政策目的に合致したものか」について

【指摘事項】

所管課の認識では、この補助事業に対して、第2次静岡市総合計画上の位置付けは「ない」というのが結論である。しかし、その一方で、市民に対しては、第

2次総合計画では「子どもたちの「生きる力」をはぐくむ教育の推進」に位置付けられていると公表しているわけである。両者は矛盾していることになる。

所管課の認識が正しいとすれば、市民へ公表した内容が誤っているということになる。市民へ誤った内容を公表しているのであれば、それ自体、非常に問題のある行為である。逆に、所管課の認識が誤っており、外部監査人へ2度誤った回答をしていたとしても、それも問題のあるものと言わざるをえない。

結果がいずれであるにせよ、所管課は、市民に対し正しい内容を公表し、市民への説明責任を果たす必要がある。

【措置の状況】

外部監査人の照会を、総合計画への実施計画の登載有無についてと誤認して回答したものであり、校長会等教育研究事業補助金は、第2次総合計画上に位置付けられています。

(2) 市P T A連絡協議会運営事業費等補助金（学校教育課）

ア 措置内容の未公表について

【指摘事項】

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の指摘に対して、措置を講じたときには、監査委員への通知とその内容の公表が行われなければならない。しかし、所管課は、措置を講じたにもかかわらず、その旨を監査委員へ通知していないため、措置の内容が、市民に対して公表されていない状況である。これは、自治法の規定に違反するものである。包括外部監査の指摘に対し、たとえ措置を実施したとしても、それが監査委員へ通知されなければ、措置の内容が市民へ公表されないため、市民への説明責任を果たすことができない。監査報告書の公表から、すでに5年以上が経過している。市民への説明責任を果たすため、自治法の規定に則った処理が必要である。

【措置の状況】

指摘のとおり、措置を講じた指摘事項については、監査委員へ通知しました。

(3) 静岡市中山間地域学校P T A校外教育支援事業補助金（学校教育課）

ア 措置内容の未公表について

【指摘事項】

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の指摘に対して、措置を講じたときには、監査委員への通知とその内容の公表が行われなければならない。しかし、所管課は、措置を講じたにもかかわらず、その旨を監査委員へ

通知していないため、措置の内容が、市民に対して公表されていない状況である。これは、自治法の規定に違反するものである。包括外部監査の指摘に対し、たとえ措置を実施したとしても、それが監査委員へ通知されなければ、措置の内容が市民へ公表されないため、市民への説明責任を果たすことができない。監査報告書の公表から、すでに5年以上が経過している。市民への説明責任を果たすため、自治法の規定に則った処理が必要である。

【措置の状況】

指摘のとおり、措置を講じた指摘事項については、監査委員へ通知しました。

(4) 生徒指導対策事業補助金（学校教育課）

ア 措置内容の未公表について

【指摘事項】

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の指摘に対して、措置を講じたときには、監査委員への通知とその内容の公表が行われなければならない。しかし、所管課は、措置を講じたにもかかわらず、その旨を監査委員へ通知していないため、措置の内容が、市民に対して公表されていない状況である。これは、自治法の規定に違反するものである。包括外部監査の指摘に対し、たとえ措置を実施したとしても、それが監査委員へ通知されなければ、措置の内容が市民へ公表されないため、市民への説明責任を果たすことができない。監査報告書の公表から、すでに5年以上が経過している。市民への説明責任を果たすため、自治法の規定に則った処理が必要である。

【措置の状況】

指摘のとおり、措置を講じた指摘事項については、監査委員へ通知しました。

(5) 静岡市中学校体育連盟運営事業費等補助金（学校教育課）

ア 措置内容の未公表について

【指摘事項】

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の指摘に対して、措置を講じたときには、監査委員への通知とその内容の公表が行われなければならない。しかし、所管課は、措置を講じたにもかかわらず、その旨を監査委員へ通知していないため、措置の内容が、市民に対して公表されていない状況である。これは、自治法の規定に違反するものである。包括外部監査の指摘に対し、たとえ措置を実施したとしても、それが監査委員へ通知されなければ、措置の内容が市民へ公表されないため、市民への説明責任を果たすことができない。監査報告

書の公表から、すでに5年以上が経過している。市民への説明責任を果たすため、自治法の規定に則った処理が必要である。

【措置の状況】

指摘のとおり、措置を講じた指摘事項については、監査委員へ通知しました。

(6) 中学校部活動振興育成会運営事業費等補助金（学校教育課）

ア 措置内容の未公表について

【指摘事項】

地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の指摘に対して、措置を講じたときには、監査委員への通知とその内容の公表が行われなければならない。しかし、所管課は、措置を講じたにもかかわらず、その旨を監査委員へ通知していないため、措置の内容が、市民に対して公表されていない状況である。これは、自治法の規定に違反するものである。包括外部監査の指摘に対し、たとえ措置を実施したとしても、それが監査委員へ通知されなければ、措置の内容が市民へ公表されないため、市民への説明責任を果たすことができない。監査報告書の公表から、すでに5年以上が経過している。市民への説明責任を果たすため、自治法の規定に則った処理が必要である。

【措置の状況】

指摘のとおり、措置を講じた指摘事項については、監査委員へ通知しました。

2 市有財産の有効活用について（教育施設課）

(1) 既存施設の大規模改修工事に係るコストの把握について①

【指摘事項】

大規模改修工事の優先順位付けのガイドライン（判断基準等）について、所管課が検討をしていることは確認できた。しかし、外部監査の指摘に対して、措置が実施済であると言えるのは、現在策定している学校施設整備計画が完成し、優先順位付けのガイドラインが明記された時点である。整備計画を策定中の現状では、措置が完了しているとは言えない状況である。

所管課は、整備計画が完成し、優先順位付けのガイドラインが明記された時点において、あらためて地方自治法第252条の38第6項の規定にしたがい、措置を実施した旨を監査委員へ通知し、措置内容の公表を通して、市民への説明責任を果たす必要があると考える。

【措置の状況】

静岡市学校施設整備計画【整備方針】に基づく学校施設整備実施計画については、平成 28 年度中に第 3 次総合計画の実施計画に登載します。

(2) 既存施設の大規模改修工事に係るコストの把握について②

【指摘事項】

大規模改修工事のトータルコストについて、所管課が把握をしていることは確認できた。しかし、【現状】の所管課の回答からもわかるとおり、小中一貫教育の学校配置計画や工事手法の選択結果によっては、大規模改修工事のトータルコストは大きく変動する可能性があるという状態である。

前述（1）と同様に、市民への説明責任を果たすため、所管課は、整備計画が完成し、トータルコストが明確になった時点で、あらためて監査委員への通知を行い、市民へその内容を公表する必要があると考える。

【措置の状況】

静岡市学校施設整備計画【整備方針】に基づく学校施設整備実施計画については、平成 28 年度中に第 3 次総合計画の実施計画に登載します。

(3) 学校施設バリアフリー化推進指針について

【指摘事項】

これについても前述（1）と同様に、外部監査の指摘に対して、措置が実施済であると言えるのは、現在策定している学校施設整備計画が完成し、学校施設のバリアフリー化の基本方針が明記された時点である。現状は、措置が完了しているとは言えない状態にある。

所管課は、整備計画が完成し、バリアフリーの基本方針が明記された時点において、あらためて措置を実施した旨を監査委員へ通知し、措置内容の公表を通して、市民への説明責任を果たす必要があると考える。

【措置の状況】

学校施設のバリアフリー化に向けた基本方針については、平成 25 年 3 月に策定した静岡市学校施設整備計画の中で示しています。具体的な施設整備については、第 3 次総合計画の実施計画に登載される施設の改築や大規模改修事業等の中で実施していくきます。